

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の学生※1が対象となります。

お手続きの際には、年金手帳および学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類（在学証明書・学生証の写し）をご持参ください。

※1 学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校のこと。

任意加入制度について

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間の保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、お申し出した日からとなります）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料（16,610円）に加えて付加保険料（月々400円）を収めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

上記のお手続きをご希望の方は、役場またはお近くの年金事務所にてお申し出ください。

窓口・問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎ 22 2940

住民サービス課住民サービスグループ ☎ 25 2411